子女教育手当を一括して支給することとなる場合は、この限りでなく、また、第二号に定める入学料等入学時に一括して支払う経費（以下この項において「入学料等」という。）については、法第十五条の二第二項第一号ロ及び同条第五項の規定が適用される子女教育手当の支給を受ける在外職員が納付した入学料等の額を超えて必要経費に算入することはできない。

一・二　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○外務省令第八号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

外務大臣　林　芳正

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十節　国際法局	**第十節**　国際法局
（条約交渉官）	
第四十五条　経済条約課に、条約交渉官一人を置く。	**第四十五条**　経済条約課に、条約交渉官二人を置く。
2　［略］	2　［同上］
（企画官）	
第四十五条の二　経済紛争処理課に、企画官一人を置く。	［新設］
2　企画官は、命を受けて、経済紛争処理課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。	
第十一節　領事局	**第十一節**　領事局
（領事サービス室、ハーグ条約室及び領事デジタル化推進室並びに企画官）	（領事サービス室及びハーグ条約室並びに企画官）
第四十六条　政策課に、領事サービス室、ハーグ条約室及び領事デジタル化推進室並びに企画官一人を置く。	**第四十六条**　政策課に、領事サービス室及びハーグ条約室並びに企画官二人を置く。
2～5　［略］	2～5　［同上］
6　領事デジタル化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。	［新設］
一　領事局の所掌事務のデジタル化についての企画、立案及び実施（他課の所掌に属するものを除く。）並びに総合調整に関すること。	
二　前号に掲げる事務を円滑に実施するための関係機関との連絡に関すること。	
7　領事デジタル化推進室に、室長を置く。	［新設］
8　［略］	6　［略］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。